

○千葉県個人情報保護条例第二条第三号の記述等並びに同条第五号口の施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十四号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第二条第三号の記述等並びに同条第五号口の施設及び同号ハの電磁的記録について定めるものとする。</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第二条 条例第二条第三号に規定する規則で定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二条第一号に規定する個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(適用除外とされる行政文書を管理する施設)</p> <p>第三条 条例第二条第五号口に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 千葉県文書館</p> <p>(削る。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第二条第三号の記述等並びに同条第五号口の施設及び同号ハの電磁的記録について定めるものとする。</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第二条 条例第二条第三号に規定する規則で定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号に規定する総務省令で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(適用除外とされる行政文書を管理する施設)</p> <p>第三条 条例第二条第五号口に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 千葉県文書館</p> <p>二 千葉県議会図書室</p>

- 二 千葉県立美術館
- 三 千葉県立中央博物館
- 四 千葉県立現代産業科学館
- 五 千葉県立関宿城博物館
- 六 千葉県立房総のむら
- 七 千葉県議会図書室

(行政文書から除く電磁的記録)

第四条 条例第二条第五号ハに規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。

- 一 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等した録音テープ等の電磁的記録
- 二 データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録

- 三 千葉県立美術館
 - 四 千葉県立中央博物館
 - 五 千葉県現代産業科学館
 - 六 千葉県立関宿城博物館
 - 七 千葉県房総のむら
- (新設)

(行政文書から除く電磁的記録)

第四条 条例第二条第五号ハに規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。

- 一 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等した録音テープ等の電磁的記録
- 二 データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録